

大阪市告示第1197号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場 トレーニング場	令和6年9月2日（月）から 同月4日（水）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和6年9月6日（金）	
	令和6年9月9日（月）から 同月11日（水）まで	
	令和6年9月13日（金）	
	令和6年9月17日（火）から 同月18日（水）まで	
	令和6年9月20日（金）	
	令和6年9月24日（火）から 同月25日（水）まで	
	令和6年9月27日（金）	
	令和6年9月30日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）